

# 危険物による事故を防ぎましょう！

## ■危険物とは？

広い意味でいう危険物には、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物、放射性物質など様々なものがありますが、消防法上の「危険物」とは、取扱い方法を誤ると火災を引き起こす危険性が非常に高く、もし火災になった場合は急激な延焼や爆発を起しやすい物品で消防法で指定されているものをいいます。

## ■身近な危険物

危険物は「化学物質」、「激しく燃える」というような印象から特殊な用途だけに利用されていると思われがちですが、実際には皆さんの身の回りにも危険物を利用した製品がたくさんあります。

ガソリン、灯油、軽油などの燃料類をはじめ、マニキュア、除光液、接着剤、ペンキ、ヘアースプレーなど「危険物」を利用した製品は、私たちの生活の中でなくてはならない身近なものになっています。

## ■危険物による事故

私たちの生活になくてはならない「危険物」ですが、その取扱いや保管方法によっては、危険性を増幅させ、思わぬ災害に発展することになります。

次に紹介する事例とその対策を踏まえ、保管方法や取扱い方法を再確認して危険物による事故を防ぎましょう。

### 【事例1】

石油ストーブに誤ってガソリンを補給したため、石油ストーブが異常燃焼し火災となった。

#### 《対策》

石油ストーブの燃料である灯油は無色ですが、ガソリンはオレンジ色に着色され、臭気**が強いのが特徴**です。不審に思ったときは、使用せずに色、臭いを確認しましょう。

### 【事例2】

バーベキューコンロの炭火にゲル状の着火剤を注ぎ足したところ、着火剤の一部が火の点いた状態で飛散、コンロの近くにいた子供がやけどした。

#### 《対策》

ゲル状の着火剤を使用するときは、使用方法をよく確認し、燃えているものへの注ぎ足しは絶対にしないようにしましょう。

### 【事例3】

マニキュア除光液で爪の手入れをしていた途中で、たばこを吸おうとライターで火を点けたところ、除光液の可燃性蒸気に引火しやけどした。

#### 《対策》

室内で除光液を使用する場合は換気を十分行うとともに、周囲の火気に十分注意しましょう。

#### 【事例4】

石油ストーブの火を消さずに燃料タンクに灯油を補給したところ、誤って灯油がこぼれ石油ストーブの火に引火し火災になった。

#### 《対策》

石油ストーブに燃料を補給するときは必ず火を消し、周囲の火気使用についても十分確認しましょう。

### ■ガソリンの購入及び運搬について

平成15年9月16日、名古屋市内のビルに男が立てこもり、ガソリンを撒き散らした後、爆発炎上するという放火火災事件が発生しました。

この事件で用いられたガソリンを、ガソリンスタンドが灯油用の18リットルのポリエチレン製容器（※）に詰め替えて販売したことが消防法違反であると報道されました。

事実、ガソリンをガソリンスタンドが18リットルのポリエチレン製容器に詰め替える行為は、消防法違反となります。また、同様の容器でガソリンを運搬することも消防法違反となりますので、ガソリンの購入及び運搬には次のことに注意してください。

（※）灯油かんは、日本ポリエチレンブロー製品工業会の推奨と危険物保安技術協会の認定を示すラベルのついた確かな製品を選びましょう。また、灯油かんは5年を目安に取り替えるのが安全です。

#### 《どのような運搬容器で購入して運搬すればよいのか？》

危険物の運搬に使用する容器については、危険物の性質や危険性に応じて容器の材質や容量が消防法で定められており、ガソリンの場合は、消防法に基く落下試験、気密試験、内圧試験等の試験基準に適合している10リットル以下のプラスチック製容器、又は60リットル以下の金属製容器とされています。さらに普通乗用車等で運搬する場合には、22リットル以下の金属製容器に限定されています。

つまり一般消費者の皆さんが、ガソリンを購入及び運搬する場合には、消防法に基く落下試験、気密試験、内圧試験等の試験基準に適合している22リットル以下の金属製容器で行う必要があります。ホームセンターやガソリンスタンド等では消防法令に適合した容量5リットルから22リットル程度までの金属製容器が、ガソリン専用の容器として一般消費者用に販売されています。

### 危険です！

ポリエチレン製の灯油かんには絶対にガソリンを入れないでください。

かんが侵され、変形し漏れるおそれがあります！

#### 《安全な運搬方法》

自動車に積載して運搬する方法についても、消防法で定められていますので、特に次のことに注意し運搬してください。

- ・ 容器の収納口を上方に向けて、落下、転倒及び破損しないよう積載し運搬してください。
- ・ 容器の収納口を確実に密栓してください。
- ・ 容器の外部には危険物の品名（ガソリン）、数量（〇リットル）、注意事項（火気厳禁等）を表示してください。

- ◎ これらの法令は、危険物の運搬や保管する際の事故防止、消費者のみなさんの安全確保を目的としていますので、消防法令に適合した容器でガソリンを購入し、運搬してください。



このページに掲載されている情報の発信元  
甲賀広域行政組合消防本部 予防課  
TEL : 63-7932 FAX : 63-7940